

企業立地促進制度広告掲載事業委託業務仕様書

本仕様書により「企業立地促進制度広告掲載事業委託業務」（以下、「本業務」という。）の実施に必要な仕様を定める。

1、業務名

企業立地促進制度広告掲載事業委託業務

2、業務目的

本業務は、本市の企業立地促進制度の広告宣伝を目的とする。

3、委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4、ターゲット

本市の企業立地促進制度の対象となる企業の経営者及びその関係者

5、業務内容

本業務の目的を達成するため、ターゲットに対して的確に訴求できるよう、以下の業務を一括して行うものとする。

(1) 広告媒体の選定・掲載

高い宣伝効果を得られる広告媒体と掲載時期を選定し、広告掲載までの一切の業務を行うこと。

- ① ターゲットに情報が届く媒体を選定し、選定の理由（見込まれる閲覧者数や期待できる効果など）を示すこと。
- ② 広告掲載料及び掲載に係る経費は委託料に含めるものとする。
- ③ 掲載に関する申し込み、契約、支払い、その他必要な事務及び調整を行うこと。

(2) 広告物の作成

(1) に掲載する広告物の作成にかかる一切の業務（企画、編集、校正、データ化等）

- ① 広告物を掲載先の規定に従った形式で作成すること。
- ② 広告物の形態（イラスト、文章記事、動画など）は制限しない。
- ③ 情報収集、取材や撮影等で生じる経費は委託料に含めるものとする。
- ④ 校正はグラへの朱書き、データの受け渡し等により行う。校正回数は、初校、再校、最終校正の 3 回を基本とする。ただし、校正作業は本市が校了と判断するまで行うものとし、欠字・誤字・表現修正のある場合はこの限りではない。また、校正の途中でイラストの差し替え、レイアウトの変更をすることがあるものとする。
- ⑤ 色校正は、出来上がりに近いものを提示し、提出回数は発注者と受注者で協議し決定する。

(3) 独自提案としての広告宣伝業務（任意）

(1) (2) 以外に独自提案を加えてもよい。（例：自社メディア等への掲載など）

6、成果品

① 5 (2) で作成した広告物の原本等

作成の過程でイラスト等の素材を作成した場合はその素材も含むこととし、提出物や提出方法については、媒体が決定次第、発注者より指示する。

② 業務完了報告書

掲載の様子や効果等がわかる内容とする。

7、実施スケジュール（予定）

※打ち合わせ等詳細に関しては契約後別途協議。

令和7年7月上旬	契約予定
令和7年12月下旬	成果品納品
令和8年3月末	完了報告書提出期限

8、支払等

業務完了後一括払い

9、その他留意事項

- ① 業務の実施にあたり、取材や撮影等の交渉及び著作権、肖像権等の権利に関する諸手続き等が必要な場合は受注者が行うものとし、これにかかる費用は本契約に含むものとする。個人情報等においても充分配慮し、承諾等に関しては受注者の責とする。
- ② すべての成果品にかかる所有権及び使用権は、条件を付さず納品をもって発注者に帰属するものとし、その使用および編集は市が自由に行えるものとする。
ただし、業務完了後に発注者から成果品の再編や二次使用等に関する協力依頼がある場合、受注者は可能な範囲で協力し、別途費用が発生すると判断した場合は、別契約によるものとする。
- ③ 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議して決定するものとする。また、業務を円滑に実施するため、必要に応じて随時協議の場を設けるとともに、業務発注後の市からの指示については真摯に対応すること。

10、業務担当

富田林市 産業部 商工観光課 商工労働係
富田林市常盤町1番1号
TEL：0721-25-1000 内線 481
FAX：0721-20-2072
E-mail：syoukoukankou@city.tondabayashi.lg.jp

以 上